

第 2 期スポーツ基本計画の骨子（案）

第 1 章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

第 2 章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

1. スポーツで「人生」が変わる！
2. スポーツで「社会」を変える！
3. スポーツで「世界」とつながる！
4. スポーツで「未来」を創る！

第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

(1) スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上
- ③ ビジネスパーソン、女性、無関心層、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

(2) スポーツ環境整備の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実向上
- ③ スポーツ施設や広場等のスポーツに親しむ場の確保
- ④ 大学スポーツの振興

2. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

(1) スポーツを通じた共生社会・~~健康長寿社会等~~の実現

- ① ~~障害者スポーツの振興等を通じた共生社会の実現~~
- ② ~~スポーツを通じた健康増進長寿社会の実現~~
- ③ スポーツを通じた女性の活躍促進

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

- ① スポーツの成長産業化
- ② スポーツを通じた地域活性化

(3) スポーツを通じた国際的な社会変革の調和ある発展への貢献

国際スポーツ界への参画及び国際協力の推進（2020年東京大会の開催を含む）

3. クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

- ① ~~暴力、違法賭博、八百長の排除などインテグリティ（高潔性・健全性）の保護~~コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンス強化及びスポーツ仲裁等の推進
- ② ~~ドーピング防止活動の推進~~
- ③ ~~スポーツ選手・指導者・その他関係者のコンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化、スポーツ仲裁等の推進~~

4. 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

- ① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
- ② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制の構築
- ③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実
- ④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

第 4 章 施策の総合的かつ計画的な推進のための必要な事項

(参考) 第1期スポーツ基本計画の目次

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望

- (1) 我が国の社会の現状と目指すべき社会像
- (2) スポーツ基本法の制定～背景とスポーツの果たす役割の明確化～
- (3) スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出

2. スポーツ基本計画の策定

第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

- (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
- (2) 学校の体育に関する活動の充実
- (3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
- (2) スポーツにおける安全の確保

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

- (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
- (2) 地域のスポーツ指導者等の充実
- (3) 地域スポーツ施設の充実
- (4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

- (1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- (2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成
- (3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

- (1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等
- (2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

- (1) ドーピング防止活動の推進
- (2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進
- (3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- (1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
- (2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- (1) 国民の理解と参加の促進
- (2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- (3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用
- (4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し